

2002年10月18日

No.14

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 谷岸 孝士
富山市下新町4-27
TEL 076-441-0800
URL www.s-mataichi.com

人事院総裁が又市議員に「快答」 「勤務条件を政府が決める？ 通常の法感覚では理解できぬ」と

第155臨時国会が10月18日から12月13日までの予定で開会された。又市議員はこれに先立つ10月16日、あらたに所属した決算委員会で初質問をし、公務員制度改悪と、人事院勧告について質問した。

①について 冒頭、又市議員が「報道によれば政府は、勤務条件決定権限のうち、能力・業績評価、人事配置等を人事院から内閣へ移すというが、労働三権の代償措置を無視した乱暴な方針だ」と質した。

これに答えて中島人事院総裁は「労働三権の制約が同じな現状で、勤務条件を政府が一方的に決めるのはバランスがとれない。ごく通常の法感覚からは理解できない」と答弁し、政府の方針を明快に批判した。

総裁答弁の詳細 録画からの聴き取りなので正規議事録と異なる可能性があります。

「公務員は労働基本権を制約されている。この現状が同じである限り、勤務条件の一部を使用者側である政府が決定するということは、ごく通常の法感覚から理解できない。労働三権制約が現状と同じなら、勤務条件決定のシステムも同じであるべきだ。すなわち人事院が政府側と労働者側の意見を聴いて、国会と内閣に申し上げる。それに基づいて法が制定される。法で決められない部分は規則でとなるが、政令だと、三権がない者の勤務条件を（政府が）一方的に決めるのはまずかるうというので、現在、人事院規則で決めることになっている。これを尊重しなければ、制度としてのバランスが取れない。」

②について 又市議員は片山総務相に対し、不利益不遡及の原則を中心に、「人事院勧告は、地方公務員を含む434万人にとどまらず、多くの公共サービス部門の労働者、更に「人勤」をにらんで遅れて給与が決まっている中小・未組織の労働者や、連動する政府の社会的給付に頼る多くの国民の生活をも直撃する。マイナス改定の不利益を4月に遡らせるといふ今回の方針は、これら多数の国民にとって到底認められないし、来年の民間へも波及する。政府の『大デフレ政策』だ」と追及した。

「福祉移送サービス」等の規制緩和について 又市議員はこの他、同日の同委員会で「構造改革特区」等を理由にしたタクシー類似行為について、乗客の安全と公的責任確保の立場から国土交通省・警察庁・内閣官房を質した。

Mataichi TOPICS

閉会中も講演活動に東奔西走

国会閉会中も又市議員は、東北・中部・近畿・中国・四国・九州など11府県を駆け回り16会場で講演・国政報告を行い「国民生活と平和憲法ぶっ壊し小泉内閣」打倒を訴えた。【写真は10月8日 福井県小浜市での講演】

社民党参議院幹事長に就任

又市議員は10月10日に開かれた、党の参院議員総会で参院幹事長に指名された。従来の政審副会長・参院国対委員長も兼務となり、周囲では「活躍の場が広がった」と期待する反面「多忙すぎるのでは」と心配する声も・・・

